

## 第2章 人権施策の推進

### 1 人権教育・人権啓発

#### (1) 人権教育

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、自分を大切にするとともに、相手を尊重する思いやりの心を育む必要があります。そのためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通して、人権教育を行うことが重要です。

本市においては、学校教育、社会教育の両面においてそれぞれの発達段階に応じた人権教育を推進し、あらゆる差別の解消に努めます。

特に、学校教育においては、思いやりの心や生きる力を育むとともに、「いじめを根絶する」「差別をなくす」という観点から、幼児、児童、生徒の発達段階に即した教育活動を通して、適切に人権教育を推進していきます。

また、社会教育においては、他者の人権を尊重することの必要性を学び、人権尊重の精神を日々の生活に生かしていくために、人権に関する様々な学習機会を提供します。

市民一人ひとりが、人権を尊重した生き方の基礎を培い、日常の暮らしの中で豊かな人間関係を築いていけるよう、学校教育や社会教育を通じて推進していきます。

#### (2) 人権啓発

人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動等を指します。それぞれの発達段階に応じ、人権意識を高め、その重要性を正しく認識できるよう促進するための効果的な啓発活動が求められます。

実施にあたっては、市民や事業者、関係団体等と連携しながら、多様な人権問題の解決に向けた啓発活動を展開し、人権に関する理解を深める機会の提供を推進します。

また、市民福祉の向上に関わる市職員や、子どもの人格形成等に重要な役割を担う教職員等が、常に人権尊重の視点をもって業務を遂行できるよう、各職員の意識啓発についても取り組みます。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、さまざまな人権啓発事業の開催や、市広報等を活用した啓発活動などを通じ、今後も継続的な人権啓発を粘り強く実施していきます。



## 2 相談体制

予期しない偏見や差別等の人権侵害に直面した人や、問題を抱え悩んでいる人には、適切な対応、支援が重要です。相談者が迅速かつ適切な対応を受けられるよう、各種人権問題に関する相談、支援体制の充実に取り組みます。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）※や児童虐待※、インターネットによる誹謗中傷や各種ハラスメント※等、多様化・複雑化する人権問題に対応できるよう、国・県、その他関係機関との連携に努めます。

相談窓口については、市民が必要に応じて相談できるよう、広く周知を図ります。

## 3 推進体制

本市は、人権尊重を行政運営の基本として認識し、人権施策の推進に取り組みます。

また、市の人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国及び岐阜県と連携・協力を図るとともに、関係団体と一緒に取り組みを進めます。

一方、人権教育や啓発活動に関する施策の企画、立案から実施に際しては、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいる各種団体等と連携や協力を図りながら推進します。

また、国内外の動向や社会情勢の変化に応じた施策を適切、的確に推進するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

### ※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。暴力には身体的暴力（殴る、蹴る、物をぶつけるなど）のほかに精神的暴力（暴言、交友関係の規制など）や性的暴力（性行為の強制など）、経済的暴力（生活費を負担しない、就労させないなど）を含む。

### ※児童虐待

親または親に代わる養育者によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なう行為。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の放棄または怠慢）・心理的虐待の4つに分類される。

### ※ハラスメント

嫌がらせの意味。性的嫌がらせであるセクシュアル・ハラスメントや、職場内での優位性を背景にした嫌がらせであるパワー・ハラスメント、妊娠出産等を理由に不当な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがある。

